

経済安全保障に関連した事業者の取組における 独占禁止法上の基本的な考え方

**令和7年11月20日
公正取引委員会**

自由経済社会の下、事業活動を行う上で事業者等が守るべき基本ルールを定めた法律が独占禁止法である。独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり、不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止している。主な禁止行為としては次のものがある。

不当な取引制限

同業者や業界団体で、価格や生産数量などを取り決め、お互いに市場で競争を行わないようにすること。カルテルや入札談合が該当する。

カルテル、入札談合等

業務提携等の共同行為

※カルテル、入札談合等と同様に、複数事業者による行為であるものの、違反性がないものとして、業務提携等がある。

私的独占

有力な企業が、株式の所有や役員の派遣などによって競争事業者を統制下に置いたり（支配）、取引先への圧力などにより競争事業者を市場から追い出し又は新規参入を妨害したり（排除）すること。

不公正な取引方法

例えば、以下のような公正な競争を阻害するおそれのある行為を行うこと。

共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束、優越的地位の濫用、抱き合わせ販売、排他条件付取引、拘束条件付取引、競争者に対する取引妨害

競争制限的な企業結合

市場における競争を実質的に制限することとなる企業結合（株式保有・役員兼任・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等）を行うこと。

- この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。（第2条第6項）
- 「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは、競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすことをいう（東宝株式会社ほか1名に対する件[昭和28年12月7日東京高等裁判所判決]）。

事業者等の共同の取組が競争制限効果のみをもたらす場合

入札談合、受注調整、価格カルテル、数量カルテル、市場分割カルテル等

原則として独占禁止法上問題となる

業務提携等の共同行為

主な類型：

- ・ 標準規格の設定
- ・ 環境保全、安全確保等の社会公共的な目的のための自主基準
- ・ 消費者に対する使用方法等の情報提供
- ・ 共同輸送

そもそも競争制限とならないケースが多い

- ※ 価格・数量・取引先等に関わるものの場合は、共同事業の内容・態様、参加者の市場シェア等を踏まえ、「競争を実質的に制限する」場合に違法となる。
- ※ 他の事業者を排除する行為等は「私的独占」「不公正な取引方法」に当たり得る。

事業者等が共同の取組や企業結合を検討するに当たり、相互に事業活動等に関する情報交換が必要になる場合がある。基本的な考え方は以下のとおり。

- ◆ 価格・数量等の重要な競争手段である事項に関する情報交換が行われないときは、通常、独占禁止法上問題とならない。
 - ◆ 価格・数量等の重要な競争手段である事項に関する情報交換を行うときであっても、当該情報が共同の取組や企業結合の検討・実施に当たり合理的に必要な範囲のものであり、かつ、必要な情報遮断措置が講じられる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。
 - ◆ 他方で、必要な情報遮断措置が講じられることなく、価格・数量等の重要な競争手段である事項に関する情報交換を通じて、将来の価格等に関する事業者間の暗黙の了解又は共通の意思が形成される場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある。
-
- ✓ 重要な競争手段である事項とは、価格又は数量、取引に係る顧客・販路、共有のための設備等、制限されることによって市場メカニズムに直接的な影響を及ぼす、事業者の事業活動の諸要素をいう。
 - ✓ 必要な情報遮断措置とは、共同の取組や企業結合の検討・実施に関する関係者（担当者）のみに情報を共有することや情報の目的外利用を禁止することをいう。

【参考】「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」

「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造改革のための独占禁止法関係事例集」

事業に不可欠な重要原材料について、経済安全保障の確保を目的に、国際情勢の著しい変化等の外的ショックによる震災時と同程度の調達途絶に関連して、行政機関や事業者等による情報交換や共同の取組が必要になる場合がある。基本的な考え方は以下のとおり。

(1) 調達途絶が発生した緊急時における情報交換・共同の取組

- ◆ 重要原材料の安定調達を確保するため、重要原材料の著しい不足が深刻な期間に限り、行政機関が事業者等に調達数量や調達先等を指示・指導する場合や、事業者等の間で調達数量、調達先等の必要な情報に限って情報交換・共有を行い、安定調達のために必要な共同の取組を行う場合には、原則として独占禁止法上問題とならない。
- ◆ なお、重要原材料の不足が解決された後は、調整を直ちに終了する必要がある。

(2) 調達途絶リスクに備えた情報交換・共同の取組

- ◆ 重要原材料の調達市場における参加事業者の購入シェアが低い場合や、製品販売市場における参加事業者の市場シェア又は製造コストに占める重要原材料の調達コストの割合が低い場合、製品販売市場における需要者が対抗的な交渉力を有しているなどの事情が認められ需要者からの競争圧力が強い場合等には、原則として独占禁止法上問題とならない。
- ◆ 情報交換の基本的な考え方については、前掲スライド（４頁）参照。

【参考】「震災等緊急時における取組に係る想定事例集」、「東日本大震災に関連するQ&A」
「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」
「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造改革のための独占禁止法関係事例集」

公正取引委員会では、事業者や事業者団体が、今後、自ら行おうとする、商品・役務の取引、知的財産の利用、自主基準・自主規制、共同事業、業務提携、共同研究開発などについての個別具体的な内容が独占禁止法上問題となるかどうかについての相談を受け付けている。

「事前相談制度」による相談 【令和6年度 1件】

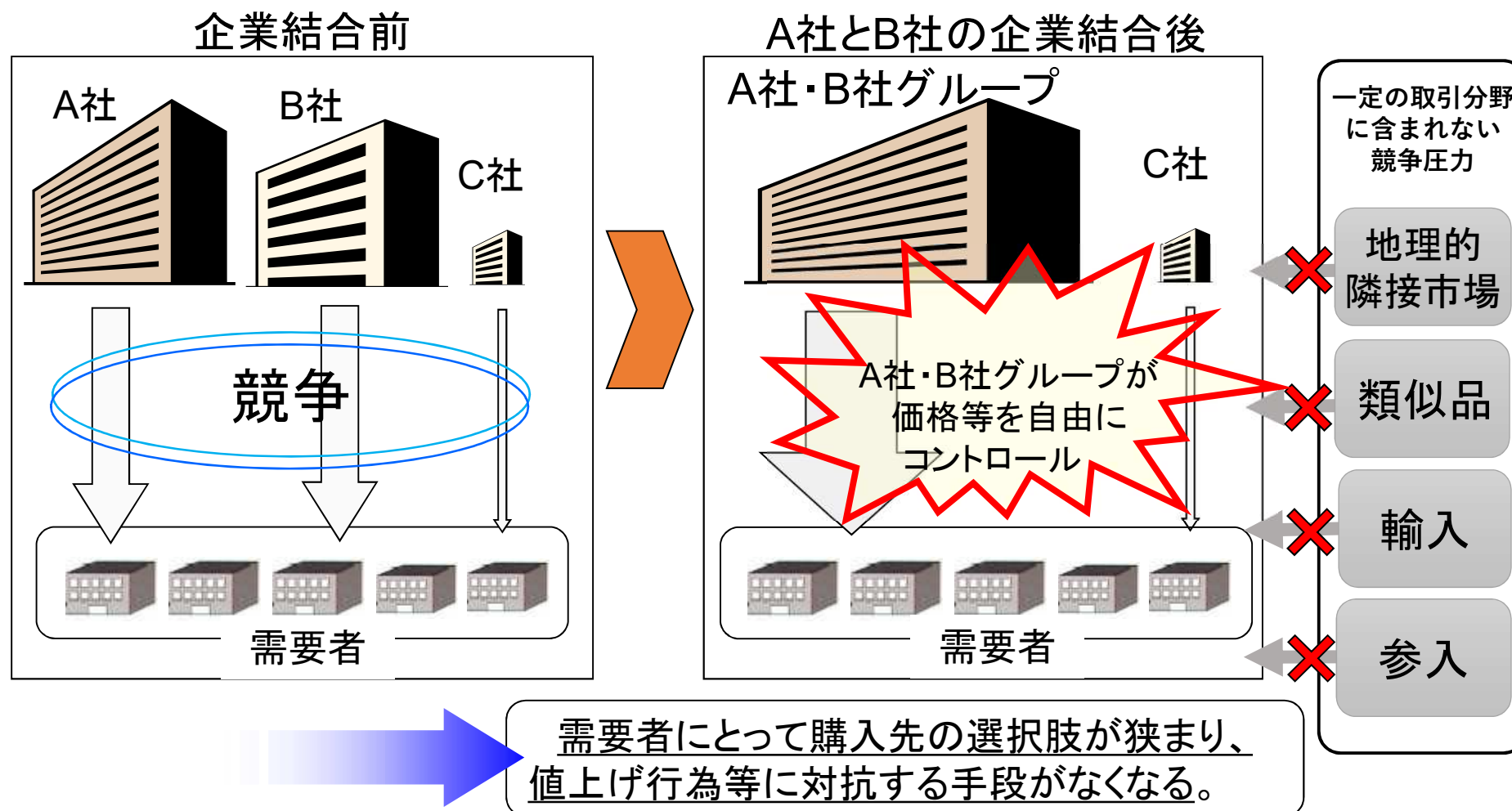
- 公正取引委員会は、法運用の透明性を高め、相談制度の一層の充実を図るため、事業者等が行おうとする具体的な行為が、独占禁止法の規定に照らして問題が無いかどうかの相談に応じ、書面により回答する「事前相談制度」を設けている。申出者名並びに相談及び回答の内容は原則公表する。
- 事前相談制度を利用した相談については、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答を行う。ただし、事前相談申出書を受領後、回答を行うために必要と判断される資料等の追加的提出を求めた場合には、全ての資料等を受領してから30日以内に回答を行う。

「事前相談制度」によらない相談 【令和6年度 1,157件（優越的地位の濫用の件数を除く）】

- 公正取引委員会では、相談者の負担軽減及び相談者・相談内容の秘密保持に配慮し、事前相談制度によらない相談（以下「一般相談」という。）も受け付けている。
- 一般相談は、電話、来庁等で相談内容の説明を受け、原則として口頭で回答するもので、相談内容等については原則として非公表としている（相談者以外にも参考になると考えられる事案については、相談者の了解を得た上で、相談の概要等を公表することがある。）。

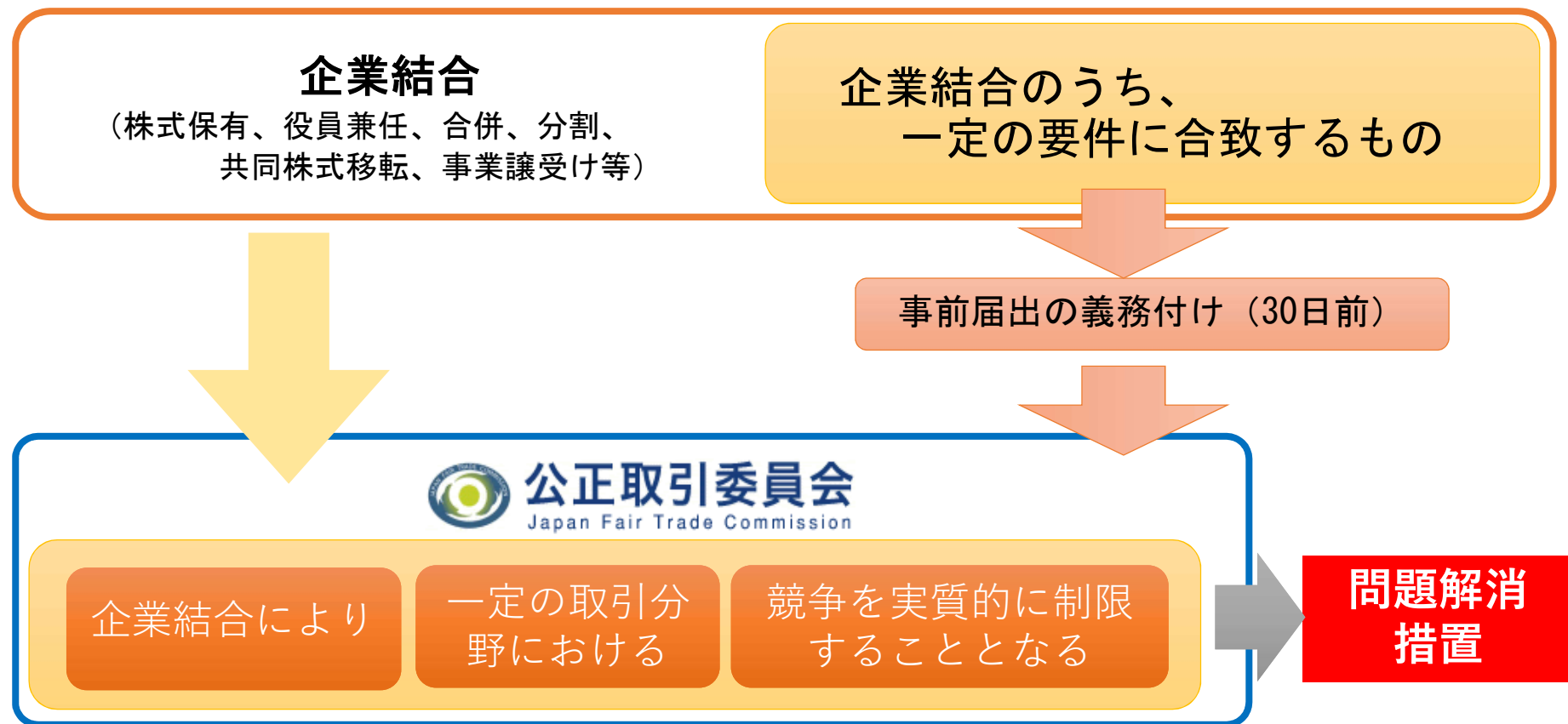
【参考】公正取引委員会ウェブサイト上に掲載している過去の相談事例について
相談者以外にも参考になると考えられる主要な相談（業務提携、共同調達、OEM、情報活動などを
含む。）の概要を取りまとめ、相談事例集として毎年公表し、公正取引委員会のウェブサイトの「相談事例集」のページに掲載。行為類型など別に整理して掲載し、「キーワード」で検索もできる。
（相談事例集）<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/>

「競争を実質的に制限することとなる」の具体例



以上のような企業結合による競争制限の考え方は、各国共通のグローバルスタンダードとして確立。各国とも当該考え方にに基づき企業結合審査を実施。

企業結合審査の基本的な考え方



※ 企業結合ガイドラインに沿って判断

＜企業結合ガイドラインの構成と企業結合審査の流れ＞

企業結合ガイドラインの構成	企業結合審査の流れ
はじめに	
第1 企業結合審査の対象	結合関係が形成・維持・強化される企業結合かの判断
第2 一定の取引分野	一定の取引分野の画定
第3 競争を実質的に制限することとなる場合	「競争を実質的に制限することとなる」かを 水平型・垂直型・混合型の企業結合類型ごとに ・各セーフハーバー基準を基に直ちに競争を実質的に制限することとはならないと認定できるか否かを判断 ・単独行動／協調的行動の両観点から判断
第4 水平型企业結合による競争の実質的制限	
第5 垂直型企业結合による競争の実質的制限	
第6 混合型企業結合による競争の実質的制限	
第7 競争の実質的制限を解消する措置	問題解消措置の検討

■ 結合関係が形成・維持・強化される企業結合かの判断

企業結合により

一定の取引分野
における

競争を実質的に制限する
こととなる

企業結合審査は、「結合関係」の形成・維持・強化により、市場構造が非競争的に変化する、一定の取引分野における競争に何らかの影響を及ぼすことに着目。

※「結合関係」とは、複数の企業が、株式保有、合併等により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係をいう。

< 株式取得の場合の考え方 >

企業結合集団全体
でみた
株式発行会社
に対する
議決権保有割合が

50%超

20%超かつ単独1位

10%以下又は4位以下

上記以外

結合関係あり

結合関係なし

ケースバイケースで判断

＜一定の取引分野の画定(市場画定)＞

企業結合により

一定の取引分野
における

競争を実質的に制限する
こととなる

「競争を実質的に制限することとなる」かどうかを
判断するためには、判断対象となる競争が行われている範囲
を把握する必要がある。

「一定の取引分野」

■ 「競争を実質的に制限する」とは？

「競争を実質的に制限するとは、競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすことをいう」(東宝株式会社ほか1名に対する件[昭和28年12月7日東京高等裁判所判決])

一定の取引分野ごとに競争を実質的に制限することとなるか否かを判断

- ★ 企業結合の類型によって、分析の視点が異なる。
- ★ それぞれの類型ごとに、セーフハーバー基準に該当するかどうか判断。
- ★ セーフハーバー基準に該当しない場合には、**当事会社グループ及び競争者の地位、市場における競争の状況、輸入、参入、隣接市場からの競争圧力、需要者からの競争圧力等の判断要素を検討。**

水平型

同じ一定の取引分野で
競争関係にある
会社同士の企業結合

垂直型

川上市場の会社と
川下市場の会社との
企業結合

混合型

水平型でも
垂直型でもない
企業結合

■ セーフハーバー基準

水平型企业結合	垂直型・混合型企業結合
① HHIが1,500以下	① 市場シェアが10%以下
② HHIが1,500超～2,500以下かつHHIの増分が250以下	② HHIが2,500以下かつ市場シェアが25%以下
③ HHIが2,500超かつHHIの増分が150以下	

- HHI（ハーフィンダール・ハーシュマン・インデックス）は、各社の市場シェアの2乗を合計した値。最大値は1社が市場シェア100%を占める場合の10,000（100の2乗＝10,000）であり、この値に近くなればなるほど市場の寡占度が高いと考えられる。



いずれかに該当

「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」

個別の企業結合事案について、企業結合ガイドラインの考え方に従い、当事会社や競争者のシェアだけでなく、当事会社間の従来の競争状況、競争者の供給余力、輸入圧力、参入圧力、隣接市場からの競争圧力、需要者からの競争圧力等の様々な考慮要素を総合的に勘案して、当該企業結合が独占禁止法に違反するかどうか、すなわち、需要者にとって十分な選択肢が確保できなくなるような状況が生じないかどうかという観点から、独占禁止法違反となるかどうかを判断している。

※ 市場シェアの高低のみで独占禁止法上の問題の有無が判断されるものではない。

※ 市場の集中度等が小さい場合（セーフハーバー基準該当）は、問題ないと判断。

ただし、この基準に合致しなくても直ちに問題となるものではなく、企業結合のほとんどは、企業結合審査を経て当初の計画どおり実施することが可能。

セーフハーバー基準に該当しない事案については、以下の判断要素を勘案して、競争制限の有無を判断

① 当事会社グループの地位及び競争者の状況

- (ア)市場シェア及び順位、(イ)当事会社間の従来の競争の状況、
- (ウ)競争者の供給余力、(エ)差別化の程度等

② 輸入

- (ア)制度上の障壁の程度、
- (イ)輸入に係る輸送費用の程度や流通上の問題の有無、
- (ウ)輸入品と当事会社グループの商品の代替性の程度、
- (エ)海外の供給可能性の程度

※ 現在輸入が行われているかどうかにかかわらず、上記を検討

③ 参入

- (ア)制度上の参入障壁の程度、
- (イ)実態面での参入障壁の程度、
- (ウ)参入者の商品と当事会社の商品の代替性の程度、
- (エ)参入可能性の程度

④ 隣接市場からの競争圧力

- (ア)競合品（当該商品と類似の効用等を有する商品）の存在、
- (イ)地理的に隣接する市場の状況等

※ 近い将来における競合品の競争圧力（隣接市場からの競争圧力）についても考慮

⑤ 需要者からの競争圧力

- (ア)需要者の間の競争状況、
- (イ)取引先変更の容易性、
- (ウ)市場の縮小等

⑥ 総合的な事業能力

⑦ 効率性

⑧ 当事会社グループの経営状況

※ 当事会社グループの一部の会社又は企業結合の対象となったその事業部門が業績不振の場合についても考慮

⑨ 一定の取引分野の規模

※ 複数の事業者が事業活動を行うと、効率的な事業者であっても採算が取れないほど一定の取引分野の規模が十分に大きくなく、企業結合しなくても複数の事業者による競争を維持することが困難な場合であるかどうかを検討

日本の企業結合ガイドラインの特徴 (欧米のガイドラインとの比較)

<水平型企业結合のセーフハーバー基準>

日本	① HHIが1,500以下 ② HHIが1,500超～2,500以下かつHHIの増分が250以下 ③ HHIが2,500超かつHHIの増分が150以下
EU	① HHIが1,000未満 ② HHIが1,000超～2,000以下かつHHIの増分が250未満 ③ HHIが2,000超かつHHIの増分が150未満
米国 ※違法性推定基準	① HHIが1,800超かつHHIの増分が100超 ② 市場シェアが30%超かつHHIの増分が100超

- ・ 日本のセーフハーバー基準は、EUよりも広いものとなっている。
- ・ 日本のガイドラインでは、上記に加え、問題となるおそれが小さい範囲（HHIが2,500以下かつ市場シェアが35%以下）の記述があるが、欧米のガイドラインにこのような記載はない。
- ・ 米国は、セーフハーバー基準は存在せず、違法性推定基準が設けられている。

日本の企業結合ガイドラインの特徴（日本経済の実態等に即し多様な要素を考慮）

日本の企業結合ガイドラインにおいては、以下のとおり、外国事業者からの競争圧力、隣接市場からの競争圧力、需要者からの競争圧力等の様々な競争圧力を考慮する旨明示するとともに、産業構造の変化や市場縮小等の日本経済の実態等を踏まえた場合の考え方についても明示している。

また、問題解消措置について、構造的措置が原則であるものの、行動的措置が妥当な場合もある旨明示している。（これらについては、必ずしも欧米のガイドラインでは明示されていないものもある（以下の下線部分）。）

公正取引委員会では、企業結合ガイドラインに基づき、日本経済の実態等を踏まえた企業結合審査を実施している。

- ①国境を越えて市場が画定される場合の考え方を明示（事例はスライド20参照）
- ②外国の事業者からの競争圧力（輸入圧力）を適切に考慮（事例はスライド21参照）
- ③隣接市場からの競争圧力を適切に考慮（事例はスライド21参照）
- ④需要者からの競争圧力について幅広に考慮（事例はスライド21参照）
 - － 取引先である需要者間の競争が活発であれば需要者からの競争圧力が働く要因となり得ること等を明示。
- ⑤当事会社グループの経営状況を適切に考慮（事例はスライド21参照）
 - － 独占禁止法上問題となるおそれが小さいとの判断に関し、当事会社の一方の会社全体が破綻している場合だけでなく、一事業部門が破綻している場合についての考え方も明示。
 - － 当事会社の一方（その事業部門を含む）が破綻はしていないものの業績不振である場合に、当該当事会社の事業能力が弱いこと（それだけ企業結合が競争に与える影響が小さいこと）を考慮する旨明示。
- ⑥産業構造の変化、市場縮小の影響を適切に考慮（事例はスライド21参照）
 - － 需要が継続的構造的に減少しており、競争者の供給余力が十分である場合には、当事会社グループの価格引上げに対する牽制力として考慮。
 - － 産業構造の変化等に伴う需要の減少により市場が縮小している商品（既存商品）について、競合品（新規商品）が当該商品に対する需要を代替する蓋然性が高い場合は、競争を促進する要素として評価。
 - － 需要が減少して継続的構造的に需要量が供給量を大きく下回り、需要者からの競争圧力が働いている場合には、当事会社グループが価格等をある程度自由に左右することのある程度妨げる要因として考慮。
 - － 複数の事業者が事業活動を行うと、効率的な事業者であっても採算が取れないほど市場規模が十分に大きくない場合、企業結合により1社となっても競争を実質的に制限することとはならない旨明示。
- ⑦問題解消措置で行動的措置が妥当な場合もあると明記（事例はスライド21参照）
 - － 問題解消措置は構造的措置が原則であるが、行動的措置が妥当な場合もある旨明示。

■ 「問題解消措置」とは？

企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合においても、当事会社が**一定の適切な措置**を講じることにより、その問題を解消することができる場合がある。

問題解消措置の例

- 事業譲渡・結合関係の解消
- コストベース引取権の設定
- 輸入・参入に必要な設備等の提供
- 情報遮断措置等
- 差別取扱い等の禁止

主要国の処理状況（合併禁止決定等の件数）

(注1)			H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
米 国	司法省反トラスト局(注2)	合併事案に係る訴訟提起の件数	15	11	9	11	8	11	10	1	0	—
	連邦取引委員会(注3)	合併事案に係る同意命令、訴訟提起及び審判開始決定の件数	21	17	17	12	17	11	18	6	6	—
EU (注4)	合併禁止決定の件数		1	2	0	3	0	0	2	1	0	0
	問題解消措置を条件に認めた件数		25	20	23	16	16	11	12	9	8	7
日 本	排除措置命令の件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	問題解消措置を条件に認めた件数		3	6	8	4	6	3	1	1	3	4 (注5)

(注1) 会計年度 米国:10月(前年)～9月 EU:1月～12月 日本:4月～3月(翌年)

(注2) 司法省反トラスト局が公表している統計資料、及びHSR法(ハート・スコット・ロディノ法)各年度年次報告を参照。

(注3) 連邦取引委員会が公表している統計資料を参照。

(注4) 欧州委員会競争総局が公表している統計資料を参照。

(注5) 令和7年11月時点。

市場シェア100%となっても企業結合を認めた事例

- ・R4年度 古河電池(株)による三洋電機(株)のニカド電池事業の譲受け
※3つの取引分野において市場シェアが100%となったが、類似品への切替えが進んでおり、需要が減少傾向にあること(隣接市場又は間接的な隣接市場からの競争圧力)等を考慮して認めた。
- ・H22年度 北越紀州製紙(株)による東洋ファイバー(株)の株式取得
※市場シェアが100%となったが、類似品への切替えが着実に進行していること(隣接市場からの競争圧力)を考慮して認めた。
- ・H21年度 パナソニック(株)による三洋電機(株)の株式取得
※3つの取引分野において市場シェアが100%となったが、問題解消措置、韓国及び中国からの輸入、ユーザーからメーカーへの価格要請の状況(需要者からの競争圧力)等をそれぞれ考慮して認めた。

海外企業との国際競争に直面している国内で寡占的な日本企業同士の企業結合事例

- ・R7年度 今治造船(株)によるジャパンマリンユナイテッド(株)の株式取得
→ 外航船(造船)
- ・R2年度 今治造船(株)及びジャパンマリンユナイテッド(株)による商船の設計及び販売に係る共同出資会社の設立等
→ 外航船(造船)
- ・H29年度 川崎汽船(株)、(株)商船三井及び日本郵船(株)による定期コンテナ船事業の統合
→ コンテナ船事業
- ・H28年度 出光興産(株)による昭和シェル石油(株)の株式取得及びJXホールディングス(株)による東燃ゼネラル石油(株)の株式取得
→ 石油製品
- ・H23年度 新日本製鐵(株)と住友金属工業(株)の合併
→ 鉄鋼製品
- ・H23年度 (株)ジャパンディスプレイによるソニーモバイルディスプレイ(株)、東芝モバイルディスプレイ(株)及び(株)日立ディスプレイズの株式取得
→ 液晶ディスプレイ

国境を越えた市場を画定して企業結合を認めた事例（令和２年度から令和７年11月時点）

案件		分野
1	今治造船(株)によるジャパンマリンユナイテッド(株)の株式取得（Ｒ７年度）	外航船（造船）
2	ノボホールディングス・エーエス及びキャタレント・インクの統合（Ｒ６年度）	各種ＣＤＭＯサービス
3	ヒューレット・パカード・エンタープライズ・カンパニー及びジュニパー・ネットワークス・インクの統合（Ｒ６年度）	データセンタースイッチ、キャンパススイッチ及び無線ＬＡＮアクセスポイント
4	シノプシス・インクによるアンシス・インクの買収（Ｒ６年度）	各種半導体設計解析ソフトウェア（半導体）及び各種光学設計用ソフトウェア
5	ANAホールディングス(株)による日本貨物航空(株)の株式取得（Ｒ６年度）	日本発着の各路線の国際航空貨物運送事業
6	(株)大韓航空によるアジアナ航空(株)の株式取得（Ｒ５年度）	日本発着の各路線の国際航空旅客運送事業及び日本発着の各路線の国際航空貨物運送事業
7	(株)リケンと日本ピストンリング(株)による共同株式移転（Ｒ４年度）	ピストンリング（船用工業）
8	ペガサス・ホールディングス・スリー・エルエルシーによるテネコ・インクの株式取得（Ｒ４年度）	多結晶質アルミナ繊維
9	今治造船(株)及び日立造船(株)による大型船用エンジン事業に係る共同出資会社の設立（Ｒ４年度）	外航船（造船）
10	マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合（Ｒ４年度）	ＰＣ向けＯＳ提供事業
11	グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハーによるシルトロニック・アーゲーの株式取得（Ｒ３年度）	各種シリコンウェーハ（半導体）
12	ＤＩＣ(株)によるＢＡＳＦカラー＆エフェクトジャパン(株)の株式取得（Ｒ２年度）	各種顔料
13	アナログ・デバイス・インクによるマキシム・インテグレートッド・プロダクツ・インクの株式取得（Ｒ２年度）	各種汎用アナログＩＣ（半導体）
14	グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合（Ｒ２年度）	腕時計型ウェアラブル端末用ＯＳ及びスマートフォン用ＯＳ
15	今治造船(株)及びジャパンマリンユナイテッド(株)による商船の設計及び販売に係る共同出資会社の設立等（Ｒ２年度）	外航船（造船）

（注）経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和４年政令第394号）第１条により特定重要物資として指定されているものに関連する分野を太字にしている。

海外からの競争圧力を勘案して企業結合を認めた事例

・R5年度 三井化学㈱及び旭化成㈱による不織布事業の統合

※当事会社グループの合算市場シェアが高くなる(約45%(第1位)。このほか、シェア約25%、約20%などの事業者が国内に存在。)
⇒近年中国や韓国からの輸入が増加し、主要輸入国からの輸入通関税も廃止されていることから、輸入圧力があるとして認めた。

隣接市場からの競争圧力を勘案して企業結合を認めた事例

・R6年度 前田工繊㈱による三井化学産資㈱の株式取得

※当事会社グループの合算市場シェアが高くなる(約85%(第1位)。このほか、シェア約5%の事業者2社が国内に存在。)
⇒対象商品を用いる工法の割合は大きくなく、他の工法が存在することから、間接的な隣接市場からの競争圧力があるとして認めた。

需要者からの競争圧力を勘案して企業結合を認めた事例

・R5年度 三菱電機㈱及び三菱重工業㈱による発電機事業の統合

※当事会社グループの合算市場シェアが高くなる(約50%(第1位)。このほか、シェア約25%、約5%などの事業者が国内に存在。)
⇒需要者である電力会社は、適正と考えられる価格水準を算出できるなど価格交渉力を有することから、需要者からの競争圧力があるとして認めた。

効率性を勘案して企業結合を認めた事例

・R6年度 ㈱クボタによる日本鑄鉄管㈱の新設製造子会社の株式取得

※当事会社が主張した二酸化炭素排出量削減による効率性の向上について、グリーンGLIに沿って検討し、効率性の3要件を満たすと認めた。

当事会社グループの経営状況を勘案して企業結合を認めた事例

・H30年度 ㈱USEN-NEXT HOLDINGSによるキャンシシステム㈱の株式取得

※当事会社グループの合算市場シェアがほぼ独占となる(約90%(第1位)。このほか、シェア約5%以下の事業者が国内に存在。)
⇒当事会社が債務超過であることなどから、近い将来市場から退出する蓋然性が高いとして認めた。

一定の取引分野の規模を勘案して企業結合を認めた事例

・H30年度 ㈱ふくおかフィナンシャルグループによる㈱十八銀行の株式取得

※当事会社グループ以外の競争者が実質的に存在しない離島地域が存在する。
⇒特定の経済圏における市場規模が極めて小さく、複数の事業者による競争を維持することが困難であるとして認めた。

問題解消措置を条件に企業結合を認めた事例

・R6年度 ㈱クボタによる日本鑄鉄管㈱の新設製造子会社の株式取得

※当事会社グループ間において機微情報が共有されないよう、機微情報へのアクセス制限、異動制限等を講じる等の行動的措置の問題解消措置を条件に認めた。

公正取引委員会の相談窓口

相談内容	担当	ウェブサイト
事業者・事業者団体が自ら行おうとする商品又は役務の取引、知的財産の利用、自主基準・自主規制、共同事業等に係る個別具体的な事業活動についての相談	相談指導室 03-3581-5481	
株式取得、合併等の企業結合についての届出・相談	企業結合課 03-3581-3719	

相談事例集の公表

公正取引委員会は、事業者等の独占禁止法に関する理解を一層深めることを目的として、相談者以外にも参考になると考えられる主要な相談の概要を取りまとめ、相談事例集として毎年公表しています。

企業結合審査ガイドブックの作成

公正取引委員会は、企業結合審査の概要はもちろんのこと、手続の流れなどを図を用いて分かりやすく網羅的に解説するガイドブックを作成し、令和7年6月11日に公表しました。

https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/kigyoketsugo.pdf

